

議会議案第9号

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての附帯決議について

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定に関し、次のとおり決議する。

平成27年10月30日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘	
同	同	上	上	畠	寛	弘
同	同	上	中	澤	克	之
同	同	上	松	中	健	治

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についての附帯決議

本条例の制定により鎌倉市としても個人番号制度の運用が開始される。個人番号制度の導入については、既に他の自治体における個人番号の通知カードの誤配達や、住民票への個人番号の誤記載等の報道により、鎌倉市民にとっても不安は募るばかりである。

そんな中、個人番号制度の導入の直前という時期において、市長から報告された懲戒案件のとおり、個人情報を取り扱う納税課職員が、公文書改ざんをするという前代未聞の重大な事態が判明したことは、個人情報制度の導入に当たって、人為的過誤や作為的悪用の発生するリスクに対しての懸念がますます高まったところである。また、公文書改ざんについても法に抵触する懸念もあることから、公的機関に照会し、適切な措置をとるなど、決して対応をおろそかにしてはならない。

個人情報を取り扱う部署を筆頭に市役所全体がセキュリティーの強化、不適切な人員の異動と適切な人材配置、職員教育、綱紀粛正の徹底など必要な手立てをとり、係る個人番号制度の導入に当たっては、当該職員のみならず、市役所全体が猛省し、市民の不安を払拭し、信頼を得るように努めることを強く求める。

以上、決議する。

平成27年10月30日

鎌 倉 市 議 会